

令和3年6月22日

保護者様

学校法人 精華学園
理事長 正川 昌彦

就学支援金(国) 受給資格認定および支給決定(支給予定)通知書について

平素は本校教育にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、入学当初に申請していただきました就学支援金(国)の受給資格について同封の通り認定されましたので、認定通知書および支給決定(支給予定)通知書(4月～6月分)をお渡しいたします。

この認定により精華高等学校在学中の就学支援金(国)の受給額は、当法人(学校)が代理受領し納めるべき授業料に充当します。

なお、認定通知書および支給決定(支給予定)通知書は、在学中大切に保管しておいてください。

- ※ 所得に関して、税の更正があった場合や親権者に変更があった場合は、至急事務室までご連絡ください。
連絡が遅くなった場合で、受給額に変更があった場合、受給額を返還していたかなくてはならない場合があります。

高等学校等就学支援金制度申請 留意事項

- ア 所得確認の対象となる保護者等は、原則「親権者」であるため、必ず「親権者」を記載すること。
- イ 「親権者」を誤って記載されたまま申請・支給が行われ、それが明らかとなった場合は、不正利得として受給額が徴収される。
- ウ 偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される。

令和3年6月22日

保護者様

学校法人 精華学園
理事長 正川 昌彦

就学支援金(国) 受給資格認定について

平素は本校教育にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、入学当初に申請していただきました就学支援金(国)の受給資格について同封の通り通知がありましたので、お渡しいたします。

この通知により令和3年4月から就学支援金(国)を受給することはできませんが、令和3年7月以降受給分について所得要件を満たせば、受給することができるので、その場合は、再度認定申請をしてください。

不認定理由

所得要件を満たさないため。

※ 所得に関して、税の更正があった場合や親権者に変更があった場合は、至急事務室までご連絡ください。

高等学校等就学支援金制度申請 留意事項

- ア 所得確認の対象となる保護者等は、原則「親権者」であるため、必ず「親権者」を記載すること。
- イ 「親権者」を誤って記載されたまま申請・支給が行われ、それが明らかとなった場合は、不正利得として受給額が徴収される。
- ウ 偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される。

令和3年6月22日

保護者様

精華高等学校
事務長 森脇 雅郎

就学支援金(国)申請の書類提出のお願い(至急)

平素は本校教育にご協力いただきありがとうございます。

さて、入学時に申請していただきました就学支援金(国)について、大阪府より税額照会の結果、エラーが発生し審査できない状況となっている為、書類提出の依頼がありました。

つきましては、下記書類を至急ご提出お願いいたします。

記

親権者(父・母)の令和2年度(令和元年分)課税に関する証明書

次のいずれかの書類を提出してください。

・「令和2年度市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書」のコピー
・「令和2年度市(町村)民税・府民税納税通知書」のコピー
・令和2年度の市町村発行の下記①または②の書類 ①「市(町村)民税・府民税課税証明書」(原本) ②「非課税証明書」(原本) ※証明書の交付を依頼する際に「高等学校等就学支援金等に係る課税証明書(補足)」を提出し、市町村から発行があった場合は、併せて学校に提出してください。
・生活保護受給証明書(2020年1月1日時点において生活扶助を受けており、生徒がその世帯に属していることがわかるもの)

※ 書類提出の際の注意事項

現在、令和3年度の書類が最新年度として発行されています。今回、提出をお願いする書類は、昨年度(令和2年度)の書類です。証明書類の年度にご注意ください。

提出期限 令和3年7月2日(金)(期限厳守・郵送可)

以上

〒599-8245 堺市中区辻之1517番地
精華高等学校
事務室 担当 西岡
電話 072-234-3391